

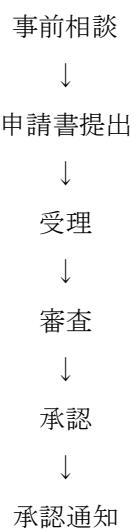
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 21

処 分 名	賃貸借の解約の承認	
処 分 の 概 要	賃貸借の解約を承認する。	
根 拠 法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)	
条 項	第58条第1項	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	10日	
標 準 処 理 期 間	計	10日
判断基準	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律第58条第1項の各号に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年四月六日法律第二十六号)</p> <p>(認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れ) 第五十八条 終身建物賃貸借においては、認可事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、都道府県知事の承認を受けて、当該賃貸借の解約の申入れをすることができる。 一 認可住宅の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に照らし、当該認可住宅を、第五十四条第一号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったとき。 二 賃借人(一戸の認可住宅に賃借人が二人以上いるときは、当該賃借人の全て)が認可住宅に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、当該認可住宅を適正に管理することが困難となったとき。 2 借地借家法第二十八条の規定は、前項の解約の申入れについては、適用しない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。